

なごみグループ(税理士・社労士)

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F
Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

パグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・7F
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

October, 2007

なごみ便り

www.101dog.co.jp

電子申告 Q & A

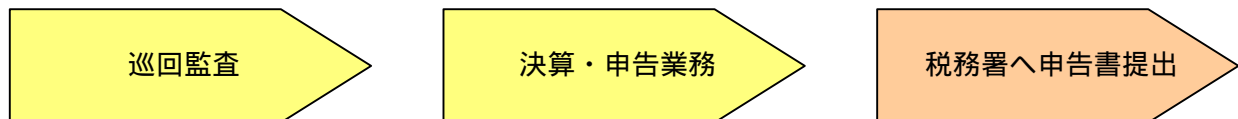
社会や経済が IT 化・デジタル化していく中で、日本政府の電子政府実現への取組みの遅れから、電子申告も隣国の韓国や諸外国と比べて恥ずかしいほど低い利用状況となっています。

電子申告の手続きや操作が複雑であること等が利用を遅らせてきた理由ですが、本年より大幅な改善が行われ電子申告が簡単に行えるようになりました。

税理士法人 和(なごみ)では、既にご案内のとおり、今後すべての申告を「電子申告」で行うことと致しましたが、より深いご理解をいただけますよう、電子申告に関する疑問に Q & A の形式でお応えしたいと思います。

Q1 . 電子申告とは何ですか？今までの申告とどこが変わるのですか？

A1 . 今までの決算・申告の流れは



電子申告は の税務署への確定申告書の提出が、『インターネットを利用した送信』に変わるだけです。決算書・申告書作成の作業は従来どおり行います。



Q2 . 決算・申告後、申告書や決算書をファイルした「決算報告書」ファイルをもっていましたが、電子申告後はどうなりますか？

A2 . 今までどおりです。

申告書や決算書は、今までどおり「決算報告書」にファイルしてお渡しいたします。

Q3 . 銀行等に提出する確定申告書の控えに、税務署の受付印が必要です。 電子申告では、受付印はもらえないのでは？

A3 . 確定申告書を電子申告しますと、直後に 即時通知を、しばらくして 受信通知（メール詳細）を受信します。

受信通知には、「受付日時・税目・事業年度・所得金額・法人税額等」が記載されています。この受信通知が税務署の受付印に代わるもので、申告書と共に銀行等に提出すれば OK です。

なお、法人税や消費税の申告書には税理士法人 和が右の「電子申告済」印を押印し、税理士法人として電子申告を行った申告書の正当性を証明いたします。



Q4 . 電子申告を行うと納税も電子納税で行わなければならないのですか？

A4 . 今までどおりの現金納付や振替納税でかまいません。

電子納税制度もありますが、必ずしも利用する必要はありません。

Q5 . パソコンを持っていませんが、（もしくは、使えませんが） 電子申告できますか？

A5 . 可能です。

確定申告書の税務署への提出は、パソコンを使ってインターネットを利用し送信を行いますが、この送信はすべて税理士法人 和で行います。

納税者の皆様がパソコンを持っていない、又は持っても使えない場合も心配は不要です。



（文章担当：岡本泰彦）

～人材派遣を始めました！！～

「必要な時」に「高いスキルを有する人材」を「必要な期間」ご利用頂けます。社員の募集、教育にかかる「経費と時間」が削減でき、さらに必要な期間だけのご利用で済むため、無駄がありません。なお、地域によって派遣が困難な場合がございます。

詳しくは『株式会社 和』（特 27-302403）までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117